

松江市ふるさと奨学金 令和4年度奨学生募集

募 集
要 項

松江市教育委員会では、将来松江市への居住を希望している方を対象に、優れた素質と向学心をもちながら、経済的な理由により就学が困難な学生生徒を支援するため、無利子による奨学金貸付事業を行っています。

この奨学金は、学校卒業後に松江市に居住していただければ、申請に基づいて返還を半額免除することができます。

奨学金の対象となる学校区分は、別紙「ふるさと奨学金の概要」受給資格を確認ください。

募集概要

採用人数：予算の範囲内で決定します 貸与月額：23,000円～47,000円

出願方法

受付期間：令和4年1月4日（火）～令和4年2月28日（月）17時15分まで
提出書類：次の書類を1部提出【郵送可、当日消印有効】

1. 奨学生願書	様式第1号を使用	
2. 家計調書	様式第2号を使用	
3. 奨学生推薦調書 令和4年度に在学予定の学校種によって様式3か様式4のどちらかを使います	《令和4年度に 高校・高専・専修学校 在学予定》 ⇒ 様式第3号を使用 令和3年度現在在学中の学校で作成 《令和4年度に 大学・短大 在学予定》 ⇒ 様式第4号を使用 高校・高専で作成 ※既卒者も出身の高校・高専で作成	
4. 在学証明書	令和4年4月1日以降に在学する学校が発行する証明書 ※ 在学証明書の提出締切りは令和4年4月28日（木）です。	
5. 住民票	本人 及び 本人と生計を同じくする親族	
6. 令和2年中の収入を証明する書類	【父母等が松江市内に居住】 (令和3年1月1日時点) 添付様式第5号の提出のみ	【父母等が松江市外に居住】 (令和3年1月1日時点) お住まいの市区町村で発行した令和3年度住民税の所得証明書（令和2年中の所得額を証明するもの）を提出 ※同居別居を問わず、生計を同一にする方全員が対象

※出願に際し連帯保証人が2名必要です。1名は保護者、1名は別生計の方としてください。
また、どちらか1名は松江市内に住所を有する方としてください。

結果通知

奨学生選考委員会を開き、5月上旬頃に出願者全員に採否結果を郵送でお知らせします。

お問い合わせ／お申し込み

〒690-8540 松江市末次町 86 松江市教育委員会教育総務課 ☎0852-55-5424
松江市ホームページ <http://www.city.matsue.shimane.jp/>でもご案内しています。

松江市ふるさと奨学金の概要											
受給資格	<p>次の1～5をすべて満たし、かつ、6又は7に該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校、高等専門学校、大学（短大）、専修学校（高等課程・専門課程）に進学予定または既に在学する人 2. 学校卒業後松江市内に居住する意思を持つ人 3. 市外の学校に進学予定（在学中）の場合、父母又はこれに代わる人が松江市に居住していること 市内の学校に進学予定（在学中）の場合、本人が松江市内に居住していること 4. 経済的な理由により修学が困難な人 5. 出身学校長又は在学校長が推薦する人 6. 高等学校、高等専門学校、専修学校にあっては、人物が良好で、勉学意欲を有する人 7. 大学にあっては、人物及び学業成績が良好な人 										
賞与額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">高等学校</td> <td style="width: 50%;">月額 23,000 円</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td>月額 24,000 円</td> </tr> <tr> <td>大学（自宅通学）</td> <td>月額 43,000 円</td> </tr> <tr> <td>大学（自宅外通学）</td> <td>月額 47,000 円</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>月額 47,000 円</td> </tr> </table>	高等学校	月額 23,000 円	高等専門学校	月額 24,000 円	大学（自宅通学）	月額 43,000 円	大学（自宅外通学）	月額 47,000 円	専修学校	月額 47,000 円
高等学校	月額 23,000 円										
高等専門学校	月額 24,000 円										
大学（自宅通学）	月額 43,000 円										
大学（自宅外通学）	月額 47,000 円										
専修学校	月額 47,000 円										
利子	無利子										
賞与期間	令和4年4月から在学する学校を卒業するまでの最短修業年限の最終月まで										
賞与方法	年2回に分けて貸与										
返還期間	<p>貸与が終了した月の翌月から数えて13ヶ月を経過した月から、次に定める期間</p> <p>※ 定める期間より短期で返還する場合は返還免除の対象外になります（繰上返還）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">高等学校・高等専門学校</td> <td style="width: 50%;">貸与期間の2倍の期間</td> </tr> <tr> <td>大学・専修学校</td> <td>貸与期間の3倍の期間</td> </tr> </table>	高等学校・高等専門学校	貸与期間の2倍の期間	大学・専修学校	貸与期間の3倍の期間						
高等学校・高等専門学校	貸与期間の2倍の期間										
大学・専修学校	貸与期間の3倍の期間										
返還方法	年賦・半年賦・月賦均等から選択										
返還免除	<p>奨学金を返還すべき年度の前年度（4月1日～3月31日の期間）に、松江市に居住し続けていた場合、その返還すべき年度の返還金を半額免除します。</p> <p><u>ただし、以下の1～4のいずれかに該当する人は返還免除の対象になりません。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 奨学生として決定を受けた学校に進学する前に、 ①5年以上学校に通っておらず、かつ②5年以上継続して松江市内に居住していた人 2. 繰上返還を行った人 3. 返還年度の前年度までの市税を滞納している人 4. 返還すべきふるさと奨学金がある場合で、当該ふるさと奨学金を返還していない場合 										
併願併給	「松江市ふるさと奨学金」は、「他の奨学金」と重複して奨学金を受けることができます。ただし、他の奨学金の中には、重複受給を認めない場合もありますので、ご注意ください。										
休止廃止	<p>奨学生が休学したときは、その期間中奨学金の貸与を休止します。</p> <p>また、奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を廃止します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 退学したとき 2. 操行不良等奨学生としてふさわしくないと認められるとき 3. 市外の学校の場合、父母又はこれに代わる人が松江市に居住しなくなったとき 市内の学校の場合、本人が松江市内に居住しなくなったとき 4. 奨学金の貸付を辞退したとき 5. 奨学金を必要としないと認められるとき 										